

健保からのお知らせ

NO.13

日本ケミコン健康保険組合ホームページ
<http://www.chemi-con-kenpo.com/>

当健康保険組合のホームページには、健康保険制度の仕組、保健事業や健康情報が満載。申請書もダウンロードできますので、有効にご活用下さい。

平成29年度 事業計画と予算

平成29年2月15日開催の第122回組合会で承認されました。

【事業計画】

◆特定健康診査事業と特定保健指導事業

- 20～34歳の偶数年齢者と35歳以上の被保険者及び被扶養者を対象に特定健康診査を実施
- 特定健康診査の結果により、情報提供・動機付け支援・積極的支援を実施
- 行動変容セミナーの実施 ○家族健診受診者へ外部委託による保健指導の実施

◆保健指導宣伝事業

- 健診やレセプトデータを基にデータ分析事業の実施及び情報提供 ○健康者表彰
- 組合機関誌「健保からのお知らせ」の発行（年2回）○医療費通知（MY HEALTH WEBより）
- 出産されたご家族に月間誌「赤ちゃん和妈妈」を1年間配付（毎月）

◆疾病予防事業

- 各種健診（定期健診・特殊健診・家族健診）の実施及びフォロー
- 専門職による生活習慣病予防指導、健康相談、事業所訪問の実施
- ファミリー健康相談窓口、メンタルヘルスカウンセリング相談窓口の設置
- 事業所での禁煙対策補助金と被保険者の禁煙治療外来補助金の実施
- 海外駐在者に疾病予防支援事業として家庭常備薬の配付（年1回）
- 感染症予防対策として「予防薬セット」の配布

◆体育奨励事業

- 健保組合主催による健康づくり事業の開催 ○グループで実施した体育奨励事業に助成
- 健康強調月間に事業所単位でウォーキングを中心とした事業の実施

◆その他

- 保険給付の適正化対策（レセプト点検業務・傷病手当金の適正な支給・被扶養者の検認・後発医薬品の使用促進・柔道整復師に係る療養費の適正化等）○ヘルシーカンパニーへ向けて事業所との連携強化、施策への協力 ○重症化予防と受診勧奨 ○データヘルス計画の推進

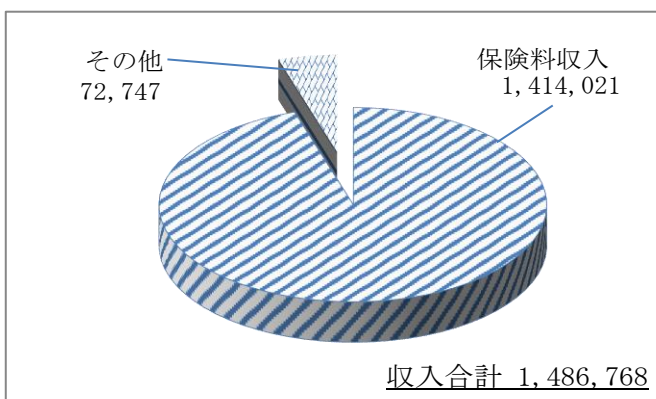
【事業予算】

◆一般勘定◆

平成29年度の収入総額は14億8,676万円で、保険料収入14億1,402万円が95.1%を占めています。支出は国へ納める納付金、保険給付費で12億1,335万円となり全体の81.6%を占めています。経常収支では8,187万円の黒字予算となりました。

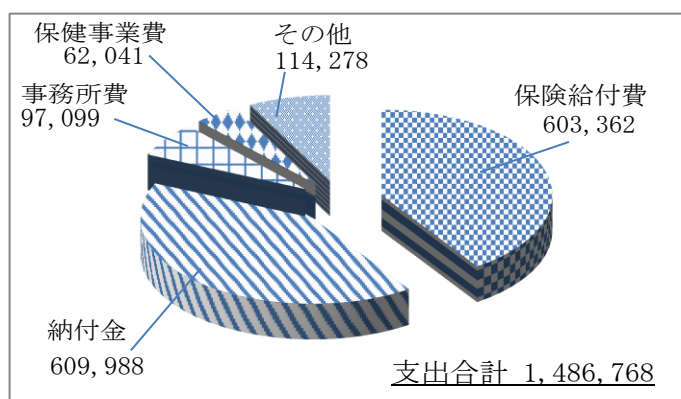
収入

単位：千円



支出

単位：千円



当健康保険組合では、この「健保からのお知らせ」をご家族の皆様にもお読み頂きたいと考えております。ぜひ、皆さんお持ち帰りください。

◆介護勘定◆

介護勘定も収入の主体は保険料ですが、国から決められた介護納付金を支払うためには、保険料のみでは収入不足となることから、準備金1,000万円を取り崩し、さらに保険料率をアップせざるを得ない状況となりました。

収入		支出		平成29年度の保険料率(単位%)			
科 目	予算額(千円)	科 目	予算額(千円)	保険料率	事業主負担	被保険者負担	
介護保険収入	149,099	介護納付金	152,681	健康保険料率	95.00	53.20	41.80
準備金繰入	10,000	介護保険料還付金	50	調整保険料率	1.30	0.73	0.57
雑収入	2	積立金	1	介護保険料率	14.50	8.10	6.40
国庫補助金受入	1	雑支出	5				
		予備費	6,365				
合 計	159,102	合 計	159,102				

整骨院・接骨院は「病院」ではありません

整骨院・接骨院で治療にあたる人は「柔道整復師」といい、「医師」とは言いません。そのため柔道整復師が患者に行うのは「診療」ではなく「施術」といいます。柔道整復師による施術は医師ではないことから、健康保険の使用に制限があります。「保険診療取扱」と看板版に掲げていても、すべての施術が健康保険の対象になるわけではありません。健康保険が使えるのは下記の一部のケースに限られます。施術を受ける前にきちんと確認して正しく施術を受けることが大切です。

○保険証が使えます。

- 急性等の外傷性のねんざ・打撲・出血していない肉離れ等
- 骨折・不全骨折・脱臼(応急手当を除き医師の同意が必要)

×保険証はつかえません！(自己負担の支払いとなります。)

- ×日常生活からくる疲労・肩こり・腰痛・原因不明の痛みや違和感等
- ×病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・腰椎椎間板ヘルニア等)による凝りや痛み
- ×脳疾患後遺症・過去の交通事故等による後遺症・以前負傷した箇所の痛み等の慢性病
- ×症状の改善がみられない長期の施術
- ×スポーツなどによる肉体疲労改善のためのマッサージ等
- ×同時期に外科・整形外科などで治療を受けている
- ×仕事中や通勤途上に起きた負傷(労災保険からの給付)など

<施術を受けるときの注意事項>

1. 負傷原因を正確に伝えてください。
2. 病院での治療・他の接骨院等と重複はできません。
3. 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。
4. 療養費支給申請書は必ず自分で自署(サイン)してください。
5. 領収証は必ずもらいましょう。



平成29年1月からセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が始まりました。

セルフメディケーション税制とは、処方箋をもたずにドラッグストアなどで購入した特定の薬の購入額が1年間で「1万2千円」を超えた場合に特例として適用される、新しい医療費控除の制度です。

平成29年1月から始まった「セルフメディケーション税制では、購入できる市販薬のうち、特定の薬の代金が1年間で1万2千円を超えた場合、その超えた部分の金額(8万8千円までが限度)が所得金額から控除されます。

対象商品のパッケージに右記のマークが表示され、また、領収書にも「セルフメディケーション税制対象商品」と印字されています。

対象となる期間は、平成29年1月1日から平成33年12月31日となります。

この特例は、平成29年分の確定申告から適用できます。なお、平成29年分の確定申告の一般的な提出時期は、平成30年2月16日から3月15日までです。

詳細は厚生労働省のホームページをご参照ください。



被扶養者資格確認調査実施のお知らせ

健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。平成29年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願い致します。

実施時期

- 調査票配布時期
平成29年8月下旬（予定）
- 調査票提出期限
平成29年9月末日（予定）

調査対象者

- 18歳以上の被扶養

調査内容

- 収入状況 ●現住所確認 ●同居、別居の確認 ●別居家族（配偶者・学生の子を除く）への送金確認

調査の結果、被扶養者の認定基準から外れていると判定した場合は健康保険組合が定めた日、または事実発生日（就職等）をもって削除になります。また調査票を提出期限までに提出しない場合も提出期限をもって削除となります。

資格確認調査に関する添付書類について

調査の際には、健康保険被扶養者調査票をはじめ添付書類等を提出して頂くこととなりますので事前にご準備下さい。

※被扶養者調査に関する添付書類については、健保ホームページに掲載予定ですので、あらかじめ内容のご確認をお願いいたします。

平成28年度被扶養者調査票審査後の結果報告

就職	他健保加入	収入増	送金なし	その他	合計
15	4	3	1	2	25



被扶養者調査にご協力いただきありがとうございました。平成28年度の調査票審査後に削除になった方の内訳は上記のとおりです。

就職・結婚・離婚・収入が扶養の範囲（月額108,334円）を超えた・雇用保険の受給開始・死亡などの場合は保険証を添えて速やかに「健康保険被扶養者異動届」を管理グループへご提出下さい。

短時間労働者の社会保険の適用拡大

平成28年10月から従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方などにも社会保険の加入対象が広がりました。

さらに、平成29年4月からは、従業員500人以下の会社で働く方も、労使で合意すれば社会保険に加入できるようになります。要件は以下の通りです。

平成29年4月1日から

- ① 1週間あたりの決まった労働時間が20時間以上であること
- ② 1ヶ月あたりの決まった賃金が88,000円以上であること
- ③ 雇用期間の見込が1年以上であること
- ④ 学生でないこと

年収が130万円未満でも要件に該当すると加入対象となり、被扶養者ではなくなります。

適用拡大により被扶養者の異動が生じた場合は、速やかに事業所管理担当者を通じ「健康保険被扶養者異動届（削除）」と保険証をご提出下さい。

削除日は新しく加入した健康保険証の資格取得日となります。

資格取得日以降は当組合の保険証が使用できなくなります。誤って使用された場合、後日医療費を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

平成29年度 定期健康診査を実施します

生活習慣病とは、食事・運動・ストレス・喫煙・飲酒などの生活習慣がその発症や進行に深く関与する病気の総称で、生活習慣病には、糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満、心臓病、脳卒中などがあります。

健康で活力ある毎日が送れるよう定期健康診査をきっかけに自分の健康状態を知りましょう。

実施日	会場コード	健診会場
5/9	I	ケミコン米沢(株)
5/10～5/12	J	ケミコン山形(株)
5/11	G	福島電気工業(株)
5/15～5/16	C	ケミコン岩手(株)
5/22～5/23		※家族健診日5/23
5/24～5/26	F	ケミコン福島(株)
5/30～6/1	B	ケミコン宮城(株)
6/7～6/8	A	日本ケミコン(株)本社
6/8	H	日本ケミコン(株)新潟工場
6/9	K	ケミコン長岡(株)
6/16	E	ケミコン精機(株)
6/19～6/20	D	日本ケミコン(株)高萩工場

実施地区	会場コード	健診会場
仙台地区	L	せんだい総合健診クリニック
宇都宮地区	M	栃木県保健衛生事業団
長野地区	N	相澤健康センター
静岡地区	O	静岡市医師会健診センター
名古屋地区	P	オリエンタル労働衛生協会
大阪地区	Q	大和病院
	R	オリエンタル労働衛生協会 大阪支部
福岡地区	S	西日本産業衛生会 福岡健診診療所
北陸地区	T	石川県予防医学協会

◎子宮細胞診検査は大和病院のみ自己採取法になります。

公 告

番号	公告日	件 名
第567号	H29.3.1	任意継続被保険者の標準報酬月額

禁煙外来治療補助金制度について

平成28年度保健事業の一環としてスタートさせた「禁煙外来治療補助金制度」を引き続き平成29年度も実施します。ヘルシーカンパニーで目標に掲げている喫煙率低下の一助として「禁煙」にチャレンジしたいと考えている方はぜひご利用下さい。

【実施要領】

- 対象者 被保険者
- 対象 健康保険適用となる禁煙外来治療
- 実施内容
 - 「禁煙TRY届並びに補助金申請書」を健康管理サポート室に提出し、禁煙の意思確認等専門職の面談を受けてください。
 - 任意の医療機関で治療を開始します。(終了まで約3ヶ月)
 - 治療終了日から6ヶ月後に禁煙が継続しているかを健康管理サポート室での面談等により確認します。
 - 禁煙に成功したら、「補助金申請書」に禁煙治療レポートを記入し、領収書、卒業証書(写)を添付し補助金を申請します。
- 補助金額 自己負担額(上限20,000円)

<健康保険適用の禁煙治療を受ける条件>

- 直ちに禁煙しようと考えていること
- ニコチン依存症と診断されていること
- ブリンクマン指数(1日の喫煙本数×喫煙年数)が200以上であること(20代は除く)
- 禁煙治療を受けることを文書により同意していること

